

(仮称) 文京区児童相談所設置に向けた文京区の準備状況について【概要】

本区においては、平成28年児童福祉法の改正により特別区が児童相談所を設置することが可能となったことから、令和7年度(予定)の児童相談所の開設を目指して準備を進めております。

1 児童相談所とは

●設置の目的

子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握及び個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する。

●設置主体

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市(江戸川区、世田谷区、荒川区等)

*全国220か所(令和2年7月1日現在)

●役割 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに
 応ずることなど。

●業務 ①相談 家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助
 決定(相談の種類:養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談)

②一時保護 ③措置 児童福祉施設入所措置、里親委託、児童福祉司指導等 ④その他

●職員 所長、児童福祉司、児童心理司等

一時保護所の概要

○概要 児童福祉法第33条の規定に基づき児童相談所長等が必要と認める場合に子どもを一時的に保護する施設

○対象 虐待、虐待以外の養護の状況、非行などの理由により保護が必要な子ども(概ね2歳以上18歳未満)

○機能 子どもの安全が確保できる機能を備え、アセスメントする。

○一時保護所の入所期間 原則として2か月以内 ○定員 10名

2 本区が目指す新しい児童相談体制

区児童相談所設置に向けた考え方

○基礎的自治体であるメリットを最大限に活かし、虐待の未然防止、虐待発生後の重篤化防止など、あらゆる施策を講じ、これまでの児童相談体制を更に強化します。

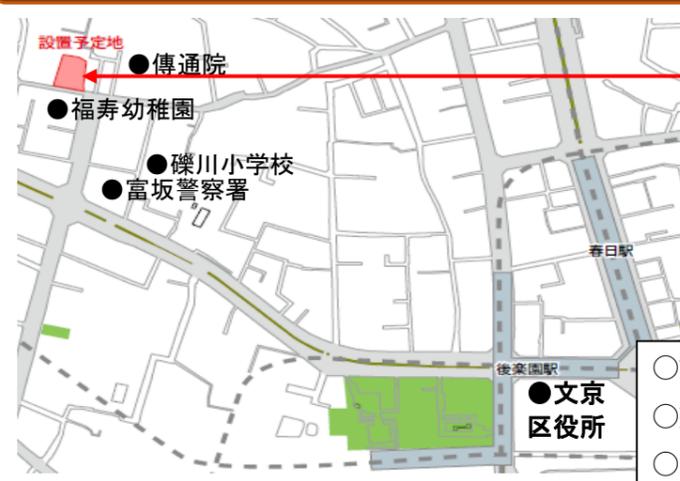
区児童相談所と子ども家庭支援センターが一体的に連携した児童相談体制を構築します。

区児童相談所

連携

子ども家庭支援センター(シビックセンター内)

3 (仮称) 文京区児童相談所の施設のイメージ




○設置場所 文京区小石川三丁目14番
 ○敷地面積 1,266.55㎡ ○延床面積 2,300㎡程度
 ○階数 地上3階・地下1階

エリア		諸室	
児童相談所	一般	エントランスホール、待合室、授乳室、トイレ(一般・多目的)	
	管理	職員室、会議室、倉庫(書庫・備品・防災備蓄)、警備員室、用務員室、機械設備員室、トイレ(職員)、更衣室、休憩室	
	専門	相談室(一般・家族)、心理検査室、観察室、	
一時保護所	管理	職員室、医務室、倉庫(保護児童所持品・備品・防災備蓄)、トイレ(職員)、面接室、多目的室	
	居住	幼児	居室、静養室、トイレ、浴室、脱衣、洗面、幼児プレイルーム
		学齢	(男女別)居室、トイレ、浴室、脱衣、洗面 (共用)食堂・ラウンジ(一体型)、静養室、トイレ(多目的)
	その他	厨房、洗濯室、学習室、体育室、屋外多目的スペース	
その他設備		駐輪場、駐車場、災害時用設備(マンホールトイレ)	

※今後の状況に合わせて、変更等を行う場合があります。

4 今後の予定

年度	主な内容
令和3年度	●児童相談所予定地ひろばのご利用期間(令和3年6月30日まで) ●紛争予防条例(*)に基づく住民説明会 ●建築基準法に基づく公聴会、建築審査会 (*)文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例 ●ひろば解体工事、埋蔵文化財本調査、建設工事への着手等
令和4年度~令和5年度	●建設工事実施
令和6年度	●建設施設の利用開始・児童相談所開設準備期間
令和7年度(予定)	(仮称)文京区児童相談所開設